

1 V. 食品健康影響評価

2 硫酸カリウムを被験物質とした十分な試験成績を入手することはできなかつ
3 た。しかしながら、強酸と強塩基との塩である硫酸カリウムは、添加物としての
4 使用時においてはその他の硫酸塩類、カリウム塩類と同様に胃液中で硫酸イオン
5 とカリウムイオンに解離すると推定されることから、本専門調査会としては、本
6 評価対象品目の安全性評価において、硫酸塩類及びカリウム塩類を被験物質とし
7 た試験成績全般を用いて総合的に検討を行うことは可能であると判断した。

8
9 本専門調査会としては、硫酸塩類及びカリウム塩類で構成される物質の安全性
10 試験成績を評価した結果、添加物「硫酸カリウム」については、遺伝毒性、発が
11 ん性及び生殖発生毒性の懸念はないと判断した。

12
13 硫酸アンモニウムを被験物質としたラットの13週間反復経口投与試験の結果、
14 雄の3.0%投与群で見られた下痢を投与に起因する毒性と考え、硫酸アンモニウム
15 の反復投与毒性に係るNOAELを1.5%（硫酸イオンとして650 mg/kg 体重/日）
16 と評価したが、本品目からの硫酸イオンの推定一日摂取量が41.0 mg/人/日と低い
17 ことを考慮し、添加物として適切に使用される場合、本品目に由来する硫酸イオ
18 ンは安全性に懸念がないと判断した。

19
20 入手したカリウム塩を被験物質とした毒性試験成績からは、NOAELを評価で
21 きる知見はないと判断したが、カリウムがヒトの血中、尿中及び各器官中におい
22 て広く分布する物質であること、多くのカリウム塩が既に添加物として指定され、
23 長い食経験があること、ヒトに塩化カリウムを投与した試験において特段の有害
24 影響が認められなかったこと及び栄養素として摂取すべき目標量（18歳以上の男
25 女で2,700～3,000 mg/人/日）が定められていること、本品目が添加物として認
26 められた場合の推定一日摂取量（カリウムとして33.4 mg）は、現在のカリウム
27 の一日摂取量（2,200 mg）の約1.5%と非常に少ない量であることから総合的に
28 評価し、添加物として適切に使用される場合、本品目に由来するカリウムイオン
29 は安全性に懸念がないと判断した。

30
31 以上から、本専門調査会としては、添加物として適切に使用される場合、安全
32 性に懸念がないと考えられ、本品目のADIを特定する必要はないと評価した。